

事 務 連 絡
平成31年4月9日

子育てにやさしい移動に関する
協議会構成員 各位

国土交通省総合政策局安心生活政策課

こそモビ協議会における今後の取組みについて（協力依頼）

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は国土交通行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する取組みにつきましては、ベビーカー協議会取りまとめ（平成26年3月）などを踏まえて、構成員の皆様におかれましても取組みを進めていただいていることに感謝申し上げます。

このベビーカーに関する政府の動きとして、平成27年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」におきましても、ベビーカーマークの普及・啓発が盛り込まれ、2020年までの認知度の目標値を50%とすることが定められており、こそモビ協議会としてもさらなる普及・啓発が必要であると考えております。

また、マークの認知度については、単にマークの認知度向上だけでなく、マークの意味についても正しく理解していただくことが必要と考えられます。

つきましては、ベビーカー使用者のマナー向上と周囲の方への理解・協力を得るための継続的な取組みの一環として、本年も5月を普及・啓発の強化キャンペーン月間として取組ませていただくべく、関係事業者等に対しキャンペーン期間中を中心にそれ以降においても、別添取組みへのご協力を要請いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

【担当】

国土交通省総合政策局安心生活政策課

川口、渡辺

電話：03-5253-8306

＜今後の取組み＞

① 国

- ・ 5月をキャンペーン月間に設定（プレス発表等）
- ・ ポスター・チラシの作成、掲示、関係箇所に配布
- ・ 関係箇所にポスター・チラシ（電子媒体）の配布
- ・ 政府広報等を活用した普及・啓発
- ・ キャンペーン実施後のフォローアップ調査

② 交通事業者等

- ・ 駅や車内などのポスターの掲出やチラシの配布
- ・ ポスター・チラシ（電子媒体）をHP等インターネット上などで掲示
- ・ HPやアナウンスなどによる上記取り組みの周知
- ・ 可能であれば広報誌等への掲載 等

③ 施設管理者等

- ・ 施設でのポスターの掲示やチラシの配布
- ・ ポスター・チラシ（電子媒体）をHP等インターネット上などで掲示
- ・ HPやアナウンスなどによる上記取り組みの周知
- ・ 可能であれば広報誌等への掲載 等

④ ベビーカーメーカー

- ・ イベント、フェアなどでポスターの掲示やチラシの配布
- ・ ポスター・チラシ（電子媒体）をHP等インターネット上などで掲示
- ・ HPやアナウンスなどによる上記取り組みの周知
- ・ 可能であれば広報誌等への掲載 等

⑤ 子育て団体等

- ・ 関係者の理解や協力によるポスターの掲示やチラシの配布
- ・ キャンペーンの実施やイベントの開催等への協力
- ・ HPなどによる上記取り組みの周知
- ・ 可能であれば広報誌等への掲載 等